

月刊  
**監査研究**

*Journal of the Institute of Internal Auditors-Japan*

2010  
May

5

巻頭論文

**監査サンプリングの新動向**

—国際監査基準第530号「監査サンプリング」を中心に

論 壇

**IFRS導入へ向けての実務上の課題**

CIAフォーラム研究会報告

**ERM的な視点を取り入れた内部監査の手法**

IIA国際基準と『金融商品取引業者等検査マニュアル』の比較研究

## 研究会報告

## CIAフォーラム研究会報告

# IIA国際基準と「金融商品取引業者等検査マニュアル」の比較研究

## 研究会No.24

(FSFR: IIA基準と金融規制当局ガイドラインの比較研究会)

CIAフォーラムは、CIA資格保持者の研鑽及び相互交流を目的に活動する、社団法人日本内部監査協会（IIA-JAPAN）の特別研究会である。各研究会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究期間、目標成果を設定し、研究成果を発信している。当研究報告書は、CIAフォーラム研究会No.24が、その活動成果としてとりまとめたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の「見解」であり協会の見解を代表するものではなく、協会がこれを保証・賛成・推奨等するものでもない。

同様に、各メンバーの所属する組織の意見を代表するものでもない。本稿が提示する内容は、1つの解釈の仕方に過ぎず、これら内容について何ら保証を与えるものではない。

当研究会では本誌の2009年8月号に「IIA国際基準と『金融検査マニュアル』の比較研究」、2009年11月号に「IIA国際基準と『保険検査マニュアル』の比較研究」と題して研究報告書を発表しており、今回はこの比較対象を「金融商品取引業者等検査マニュアル」とした第3弾となる。

金融機関においては、伝統的に銀行、保険、

証券など業態に応じた金融庁（証券は証券取引等監視委員会）の検査マニュアルが活用され、内部管理態勢の強化が図られてきた。その一方で、内部監査に従事する者の規範ともいえる内部監査人協会（IIA）「内部監査の専門職的実施の国際基準（以下「IIA国際基準」）（注1）の重要性はグローバルにますます高まりつつあるように思われる。こうした中、当研究会では、IIA国際基準と金融庁等の検査マニュアルとが、どのような関係にあるのかを分析・解釈することを調査研究対象としてきた。

証券業態では基本法である証券取引法が金融商品取引法と改題され2007年9月30日に施行されるとともに、検査マニュアルも従来の「証券会社に係る検査マニュアル」等に替わって「金融商品取引業者等検査マニュアル」が策定されるという大きな変化があった。本論に先立って、それらの背景や検査マニュアルの構成等について簡単にふれておきたい。

金融商品取引法への改正は、金融・資本市場のグローバル化が進展する中、わが国においても証券取引法等の関係法律を改正し、幅広い金融商品を包括的・横断的に規制し、また、これらを取り扱う業者に対しても同等の規制を及ぼすことを内容としたものである。従前、金融商品を取り扱う業者に関する規制は、業種ごとの各法令に規定されていたが、

この改正により、金融商品を取り扱うすべての業者が金融商品取引業者と位置づけられ、証券取引等監視委員会には金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業）、登録金融機関及び投資法人（以下「金融商品取引業者等」という）等に対する検査権限が付与された。それら金融商品取引業者等に対する検査マニュアルとして「金融商品取引業者等検査マニュアル」が2007年9月30日に策定されるとともに、「証券会社に係る検査マニュアル」（証券検査マニュアル）、「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」は廃止された。

「金融商品取引業者等検査マニュアル」は、「態勢編」と「業務編」の二部から成り、それぞれ共通確認項目と規制業種別確認項目が記載されている。「態勢編」は、検査対象先における態勢整備の状況やリスクの所在を把握する上で有効と思われる確認項目を例示し、「業務編」では、検査対象先の法令等の遵守状況等を確認するための項目が記載されている。「態勢編」共通確認項目は、経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢、監査態勢、危機管理体制の5つから構成され、このうちの監査態勢に内部監査に関する確認項目の多くが集められている。

「金融商品取引業者等検査マニュアル」は、2009年6月1日に施行されたファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築等に係る金融商品取引法等の改正にあわせ

て2009年5月に一部改正されており、本報告では2009年5月一部改正版を使用した。また、規制業種別確認項目については、いわゆる証券会社に当たる第一種金融商品取引業者に対する記載を使用した。

作業工程は、第1弾及び第2弾で発表した研究報告書と同様である。すなわち、IIA国際基準（実践要綱）及び金融商品取引業者等検査マニュアルから関連する項目の選定をした上で、その両者の関連づけを行った。

関連づけに際しては、実践要綱と金融商品取引業者等検査マニュアルの内容を見比べながら共通するキーワードに着目したこと、及び今までの研究報告書と整合性が保たれるようしている。

本研究報告を構成する「IIA国際基準と『金融商品取引業者等検査マニュアル』の関係解釈指針【金融商品取引業者等Ver.3.6】」（以下「金融商品取引業者等Ver.3.6」）は、チェックリストとして活用できることを念頭に置いて作成したものである。内部監査の品質向上に少しでも寄与し、内部監査に従事する方々にとってお役に立てれば幸いである（なお、本「金融商品取引業者等Ver.3.6」をご利用される場合は、（社）日本内部監査協会事務局まで、ご一報の上で利用されることをお願いする）。

（注1）2009年1月1日改訂前の基準を使用した。

## &lt; CIAフォーラム研究会No.24メンバー &gt;

（順不同・敬称略）

高島 康裕	新日本有限責任監査法人（座長）
近藤登喜夫	三井生命保険株式会社（主担当）
植田 洋行	J A三井リース株式会社
碓井 茂樹	日本銀行金融高度化センター
大島 誠	みずほ情報総研株式会社

島田 雅夫	日本興亜損害保険株式会社
麻生 康浩	ソニー生命保険株式会社
平岡 正和	マネックス証券株式会社
松井 辰樹	住友信託銀行株式会社
四津 純	株式会社日本政策金融公庫

## 内部監査の専門職的実施の国際基準と「金融商品取引業者等検査マニュアル」の関係解釈指針「金融商品取引業者等検査マニュアル」

基準	実施準則	基準・実施準則	実際要綱	金融商品取引業者等検査マニュアル(平成21年5月版)		
1000 目的、権限および責任	内部監査部門の目的、権限および責任は、この基準に適合し、かつ取締役会によって承認された基本規程において正式に定義されるべきである。	1000-1-1	II-1-1(3)監査体制 ②取締役は、法令等遵守・内部管理、リスク管理及び内部監査等の重要性を認識し、会社の業務内容等に応じた適切な組織体制を構築しているか。 II-1-2(2)内部監査の位置づけ ①取締役会は、内部監査が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性・有効性を検証するものであることを認識し、この機能を十分発揮できる体制を構築しているか。 ②代表取締役及び取締役会は、経営環境の変化に応じて見直しているか。 ③内部監査業務の実施要領等を役員に周知する方策を講じているか。 ④内部監査業務の従事者は、職務遂行上必要とする全ての資料等入手できる権限を有しているか。 また、職務遂行上必要とする全ての役職員を対象に、面接・質問等を行える権限を有しているか。 II-1-3 内部監査規程等の整備 ①内部監査規程等には、以下の項目等を規定しているか。 イ. 内部監査の目的 ロ. 組織上の独立性 ハ. 業務、権限及び責任の範囲 ニ. 情報等の入手体制 ホ. 内部監査の実施体制 ベ. 監査結果等の報告体制 ②内部監査規程等は、取締役会等による承認を受けているか。 ③内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の決定又は承認を受けているか。 ④内部監査部門は、必要に応じて定期的に報告を受け、その機能が有効に働いているかを検証、必要な措置を講じているか。 II-1-4(3) 内部監査規程等の整備 ①内部監査規程等には、以下の項目等を規定しているか。 イ. 内部監査の目的 ロ. 組織上の独立性 ハ. 業務、権限及び責任の範囲 ニ. 情報等の入手体制 ホ. 内部監査の実施体制 ベ. 監査結果等の報告体制 ②内部監査規程等は、取締役会等による承認を受けているか。 ③内部監査業務の変化に応じて見直しているか。 ④内部監査部門は、必要に応じて定期的に報告を受け、その機能が有効に働いているかを検証、必要な措置を講じているか。	1000-1-3	1000.C1 組織体に提供されるアシュアランス業務の内容は、内部監査基本規程において定義されるべきである。またアシュアランス業務が組織体外の第三者により提供される場合であっても、同じようにアシュアランス業務の内容は基本規程において定義されるべきである。 1000.C1 コンサルティング・サービスの内容は、内部監査基本規程において定義されるべきである。	1000.C1-1-5 1000.C1-1-9
1000.A1	組織体に提供されるアシュアラ ンス業務の内容は、内部監査基 本規程において定義されるべき である。またアシュアランス業 務が組織体外の第三者により提 供される場合であっても、同 じようにアシュアランス業務の内 容は基本規程において定義され るべきである。	-	II-1-4(1) 内部監査部門の設置 ②取締役会は、営業部門等からの干渉を受けない独立性の高い内部監査部門を設置し、専担の取締役を選任するなど、実効性ある内部監査態勢を構築しているか。なお、会社法上の大会社に該当しない場合でも、内部監査業務に從事する者の独立性を確保するなど、実効性ある監査態勢の構築に努めているか。	1000.C1-1-8 1000.C1-2-3 1000.C1-2-4 1000.C1-2-5 1000.C1-2-7 1000.C1-2-11 1000.C1-2-15 1000.C1-2-20		
1100 独立性と客観性	内部監査部門は組織上独立して いなければならず、かつました内 部監査人は内部監査業務の遂行 にあたつて客観的でなければならない。 内部監査部門は、内部監査部 門の責任を果たすことが出来る よう組織体内の一一定以上の階層 にある人に報告しなければなら ない。	1110-1-1 1110-1-3 1110-2-5 1110-1-5 1110-1-6 1110-2-1 1110.A1-1	II-1-4(1) 内部監査部門の設置 ②取締役会は、営業部門等からの干渉を受けない独立性の高い内部監査部門を設置し、専担の取締役を選任するなど、実効性ある内部監査態勢を構築しているか。なお、会社法上の大会社に該当しない場合でも、内部監査業務に從事する者の独立性を確保するなど、実効性ある監査態勢の構築に努めているか。 II-1-4(5) 内部監査業務の運営 ⑨内部監査部門長は、内部監査報告書に記載した重要な問題点等について、連番なく代表取締役及び取締 役会に報告しているか。 II-1-4(5) 内部監査業務の運営 ⑦内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理（リスク管理を含む）等に関する会議（各種リスク管理委 員会等）に出席しているか。 N/A	1110-1-1 1110-1-3 1110-2-5 1110-1-5 1110-1-6 1110-2-1 1110.A1-1 N/A		
1110 組織上の独立性	内部監査部門は、アシュアラン ス業務の施行および結果の報告において妨害を受けることがあってはならない。 内部監査人は、公正不偏の態度 を保持し、利害関係を有しては ならない。	1110-1-3 1110-2-5 1110-1-5 1110-1-6 1110-2-1 1110.A1-1 N/A	II-1-4(1) 内部監査部門の設置 ②取締役会は、営業部門等からの干渉を受けない独立性の高い内部監査部門を設置し、専担の取締役を選任するなど、実効性ある内部監査態勢を構築しているか。なお、会社法上の大会社に該当しない場合でも、内部監査業務に從事する者の独立性を確保するなど、実効性ある監査態勢の構築に努めているか。 II-1-4(2) 内部監査の位置づけ ④取締役会等は、営業部門等のみならず、内部監査部門を含めた全ての業務を内部監査の対象とすること が業務の適切性の維持に欠かせないことを十分認識し、実効性を確保するとの觀点から、内部監査業務の 従事者に他の業務を兼任させないなどの措置を講じているか。 N/A	1110-1-3 1110-2-5 1110-1-5 1110-1-6 1110-2-1 1110.A1-1 N/A		
1120 個人の客観性	内部監査人は、公正不偏の態度 を保持し、利害関係を有しては ならない。	1120-1-3 1120-1-5 1120-1-6	II-1-4(1) 内部監査部門の設置 ②取締役会は、営業部門等からの干渉を受けない独立性の高い内部監査部門を設置し、専担の取締役を選任するなど、実効性ある内部監査態勢を構築しているか。なお、会社法上の大会社に該当しない場合でも、内部監査業務に從事する者の独立性を確保するなど、実効性ある監査態勢の構築に努めているか。 II-1-4(2) 内部監査の位置づけ ④取締役会等は、営業部門等のみならず、内部監査部門を含めた全ての業務を内部監査の対象とすること が業務の適切性の維持に欠かせないことを十分認識し、実効性を確保するとの觀点から、内部監査業務の 従事者に他の業務を兼任させないなどの措置を講じているか。 N/A	1120-1-3 1120-1-5 1120-1-6 N/A		
1130 独立性ま たは客観性	事實としてまたは外見として、 独立性あるいは客観性が損なわ れた場合には、その詳細を適切	1130-1-1 1130-1-4	II-1-4(1) 内部監査部門の設置 ②取締役会は、営業部門等からの干渉を受けない独立性の高い内部監査部門を設置し、専担の取締役を選任するなど、実効性ある内部監査態勢を構築しているか。なお、会社法上の大会社に該当しない場合でも、内部監査業務に從事する者の独立性を確保するなど、実効性ある監査態勢の構築に努めているか。 II-1-4(2) 内部監査の位置づけ ④取締役会等は、営業部門等のみならず、内部監査部門を含めた全ての業務を内部監査の対象とすること が業務の適切性の維持に欠かせないことを十分認識し、実効性を確保するとの觀点から、内部監査業務の 従事者に他の業務を兼任させないなどの措置を講じているか。 N/A	1130-1-1 1130-1-4 N/A		

基準	実施・実施準備	実践要録	金融商品取引業者等検査マニュアル(平成21年5月版)
性の侵害	と認められる関係者に開示しなければならない。なお開示の内容は拘束されており方によつて異なる。		
1130.A1	内部監査人は、以前に自らが責任を負った特定の業務についての詳細をしないようにして開示することを回避するなど、公正な内部監査が実現できるよう努めているか。	1130.A1-1 1130.A1-2 1130.A1-3 1130.A1-23.CE	II-1-4(5)内部監査業務の運営 ③内部監査部門は、例えば、特定の内部監査業務の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一の監査に從事することを回避するなど、公正な内部監査が実現できるよう努めているか。
1130.A2	内部監査部門長が責任を負つている職務を対象とするアシュアランス業務は、内部監査部門の外部にある者により調査されなければならない。	-	N/A
1130.C1	内部監査人は、以前に自らが責任を負つた業務に関し、コンサルティング・サービスをすることがあつてもよい。	-	N/A
1130.C2	依頼を受けたコンサルティング・サービスに際して、内部監査人の独立性または客観性が損なわれるおそれがある場合には、業務実施の同意を得る前に、これを依頼部門に対し開示しなければならない。	-	N/A
1200	内部監査は、熟達した専門的能力と専門職としての正当な注意をもつて遂行されなければならない。	1200-1-2	N/A
1210	熟達した専門的能⼒および専⾨職としての正当な注意をもつて遂行されなければならない。	1210-1-1	II-1-4(1)内部監査部門の設置 ②取締役会は、営業部門等からの干渉を受けない独立性の高い内部監査部門を設置し、専任の取締役を選任するなど、実効性ある内部監査態勢を構築しているか。なお、会社法上の大会社に該当しない場合でも、内部監査業務に従事する者の独立性を確保するなど、実効性ある監査態勢の構築に努めているか。

監査部門全体としても、職質を果たすために必要な知識、技能および能力を備えているか、または確保するようにしていなければならぬ。	③取締役会等は、内部監査が有效地に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 II-1-4(7)内部監査機能の充実 ②内部監査部門長は、内部監査業務の従事者の専門性を高めるため、定期的に内外の研修に参加させるなどの方策を講じているか。 II-1-2-5(8)①システム監査 II-1-3-4(8)①システム監査 II-1-5-4(8)①システム監査の実施 イ・システム部門から独立した内部監査部門を設置し、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査を行っているか。		
1210-1-4 1210-1-5	II-1-4(1)内部監査部門の設置 ③取締役会等は、内部監査が有效地に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 II-1-4(7)内部監査機能の充実 ②内部監査部門長は、内部監査部門を設置し、システム監査の実施 イ・システム部門から独立した内部監査部門を設置し、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査を行っているか。		
1210.A1	内部監査要員が、アシュアランス業務のすべてもしくはその一部を実施するために、必要な知識、技能、その他の能力に欠ける場合には、内部監査部門長は、適切な助言と支援を得なければならぬ。	1210.A1-1 1210.A1-2 1210.A1-10	II-1-2-5(8)①システム監査 II-1-2-5(8)①システム監査 II-1-3-4(8)①システム監査 II-1-5-4(8)①システム監査の実施 イ・システム部門から独立した内部監査部門を設置し、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査を行っているか。
1210.A2	内部監査人は、不正の兆候を識別するための十分な知識を有していないければならないが、不正の発見と調査に第一義的な責任を負う者と同等の専門知識を持つことは期待されない。	1210.A2-1-5	II-1-4(1)内部監査部門の設置 ③取締役会等は、内部監査が有效地に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 II-1-4(7)内部監査機能の充実 ③取締役会等は、一定規模以上のリスクがあると判断した海外拠点には、拠点長から独立した内部監査担当者を設置し、監査の状況について定期的に報告を受ける体制を整備しているか。 II-1-1-2(3)法令等担当部門の設置 ③システム監査を実施するとともに、営業部門等に対する牽制機能を十分発揮するための権限を付与するなど、適切な体制・方針を確立しているか。また、その有効性について、定期的に内部監査による評価を受けているか。
1210.A2-16	II-1-4(5)内部監査業務の運営 ⑩内部監査部門長は、被監査部門等が実施する内部検査等により重要な内部管理上の問題やリスク管理上の不端等を発見した場合、速やかに内部監査部門が把握できているか。		

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融商品取引業者等検査マニフェル(平成21年5月版)
			1210.A2-1 1210.A2-2 1210.A2-3	II-1-2(3) 法令等担当部門の設置 ③法令等担当部門や内部管理部門の独立性を確保するとともに、営業部門等に対する牽制機能を十分発揮するための権限を付与するなど、適切な体制・方策を講じているか。また、その有効性について、定期的に内部監査等による評価を受けているか。
1210.A3	内部監査人ははその与えられたアシュアランス業務を遂行するたために、重要な情報技術（IT）のリスク、コントロール手段、および設立して得る使用可能な情報技術に基づく監査技法の知識を持たねばならない。しかしながら、すべての内部監査人が、情報技術の監査業務に第一義的な責任を負う者と同等の専門知識を持つことを期待されではいな	ー	ー	II-1-4(1) 内部監査部門の設置 ③取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。
1210.C1	内部監査サービスが、コソサルティングサービスのすべてもしくはその一部を実施するのに必要な知識、技能、その他の能力に欠ける場合には、内部監査部門長はその業務を辞退するか、あるいは適切な助言と支援を得なければならない。	ー	1220-1-2	II-1-4(1) 内部監査部門の設置 ③取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。
1220 専門職としての正當な注意	内部監査人は、以下のような注意を払わなければならない。 ・アシュアランス業務の目標を達成するためには、以下の正當な範囲	ー	1220.A1	II-1-4(5) 内部監査業務の運営 ⑥内部監査業務の従事者は、内部監査で把握した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。

・アシュアランスの手続を適用する事柄の意味ないしは相対的な複雑性、重要性 ・リスク・マネジメント、コントロールおよびガバナンス・プロセスの妥当性と有効性 ・重大な誤解、不当事項、法令等への違反の可能性 ・潜在的便益とアシュアランスに必要なコストとの関係	1220-2-2	II-2-5(8) システム監査 ①システム監査の実施 イ、システム部門から独立した内部監査部門を設置し、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査を行っているか。 ロ、会社組織内部にシステム監査を実施しているか。なお、外部の専門家を活用する場合にも、会社が認識しているシス
専門職としての正當な注意	1220.A2	二、システム監査に係る趣意を行っているか。 三、システム監査の対象は、会社が認識しているシステムリスクの種類と所在に応じた監査手法を確立し、実効性ある監査を行っているか。 ホ、監査の結果が定期的に業務全般をカバーしているか。また、会社の認識漏れ等についても検証しているか。更に、監査結果が速やかに取締役会等に報告される体制を整備しているか。
1220.C1	II-1-4(5) 内部監査業務の運営 ⑥内部監査業務の従事者は、内部監査で把握した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。	ー
内部監査人はコソサルティング・サービスにおいて、専門職としての正當な注意を払うべきである。	ー	ー

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱
		・業務の内容、実施時期、結果 の伝達などについての依頼部門 のニーズと期待 ・相対的な複雑性と目標達成に 必要な仕事量 ・潜在的便益とコンサルティング・サービスによるコストとの関係	金融商品取引業者等検査マニュアル(平成21年5月版)
1230 純統的な専門的能力の研鑽		内部監査部門長は、内部監査専門的能 力の研鑽を通じて、知識、技能 その他の能力を高めなければならない。	II-1-4(7)内部監査機能の充実 ②内部監査部門長は、内部監査業務の従事者の専門性を高めるため、定期的に内外の研修に参加させるなどの方策を講じているか。
1300 品質の保証・改善プログラム		内部監査部門長は、内部監査部門 内にかかるすべての問題を絶縁する、 その有効性を維持する品質の保証・改善プログラムを作成し、維持しなければならない。このプログラムは、定期的な、内部および外部の品質評価と、内部での持続的な監視を含まねばならない。それぞれのプログラムは、内部監査部門が組織体の運営に価値を付加し、また改善することに役立ち、内部監査部門が基準および「倫理綱要」を遵守するように設計されなければならない。	II-1-4(4)内部監査計画の策定 ①内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握し、リスクの種類、程度に応じた効率的な実効性ある内部監査計画を立案しているか。 II-1-4(5)内部監査業務の運営 ①内部監査部門は、内部監査計画に基づき、効率的かつ効果的な監査の実施に努めているか。
1310 品質プログラムの評価	内部評価	内部監査部門は、以下を含まなければならぬ。 ・内部監査部門の業績についての総括的レビュー	II-1-1-4(7)内部監査機能の充実 ①取締役会等は、内部監査業務の状況について定期的に報告を受け、その機能が有効に働いているかを検証し、必要な措置を講じているか。
1311 内部評価		内部監査部門は、品質プログラムの全般的な効果を監視し、評価するためのプロセスを探らなければならぬ。それらのプロセスには、内部評価と外部評価との双方を含まなければならない。	1310-1-3 1311-1-2 1311-1-4 1311-1-9

		・自己評価により、または内部監査の実務と並進についての知識を有する組織体内の他の人々により実施される、定期的なレビュー	II-1-4(6)外部監査の活用 ②取締役会は、内部監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、外部の専門家を活用する等の施策を講じているか。会社法上の大会社に該当しない場合であっても、業務の特性等に応じた外部監査の活用を検討し、必要に応じて実施しているか。 ⑥取締役会等は、内外の監査人が相互に協力することで、より実効性ある監査態勢を確立するよう必要な方策を講じているか。 ⑦取締役会等は、外部監査人により指摘された問題点を一定期間内に改善する態勢を整備しているか。被監査部門等は、指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上で、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認しているか。
1312 外部評価		外部評価は、組織体外の適格に してかつ独立なレビュー実施者 またはレビュー・チームによつ て、最低でも5年に一度は実施 されなければならない。内部監 査部門長と取締役会は、外部評 価をより頻度を高めて行う必要 があるか否かを、また、さらに、 レビュー実施者またはレビュー ・チームの適格性と独立性 (潜在するかかもしれない利害関 係も含む)も話し合わなければ ならない。そのような討議では、 レビュー実施者またはレビュー ・チームの経験に照らし、組織 体の規模、複雑性、業種が勘 案されるべきである。	II-1-4(6)外部監査の活用 ③取締役会等は、監査部門等による適切な評価・報告を受けているか。また、内部監査部門により全ての業務の適切性を検証、評価し、報告を受ける体制を整備しているか。 II-1-4(6)外部監査の活用 ④取締役会等は、監査部門等は、指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上で、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認しているか。
1320 品質プログラムの報告		内部監査部門長は、外部評価の 結果を取締役会に報告しなけれ ばならない。	II-1-4(5)内部監査業務の運営 ⑤内部監査部門長は、内部監査報告書に記載した重要な問題点等について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
1330 「基準に従つて実		内部監査人が、「内部監査の事 業の実施の國際基準」に従つ て実施された」と報告すること	II-1-4(5)内部監査業務の運営 ⑥内部監査業務の従事者は、内部監査で把握した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。

基準	実施準則	基準 実施準則	実践要綱
「施された」旨の表現の使用	不完全な遵守の開示	は望ましいことである。ただし、内部監査人が、上記の表現を使うことが出来るのは、品質改善プログラムの評価によって、内部監査部門が基準を遵守していると証明された場合においてのみである。	内部監査部門は、基準への完全な遵守を、また、内部監査人は「倫理綱要」を完全に遵守しなければならないが、完全には遵守せれない場合もあり得る。これらを完全に遵守出来ないことが内部監査部門の金假的な監査範囲または巡査に影響を与える場合、このことを最高経営者および取締役会に明らかにしなければならない。
2000 内部監査部門の管理・計画	2010.A1	内部監査部門長は、組織体の目標と調和するよう、内部監査実施の優先順位を決定するため、リスク・ベースの計画を策定しなければならない。	II-1-14(1)内部監査部門の設置 ①内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理・程度に応じた効率かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。 II-1-14(5)内部監査業務の運営 ①内部監査部門は、内部監査計画等の策定 ②内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの種類・程度を理解しないまま、監査方針、重点項目等、内部監査計画の基本事項を決定又は承認していないか。
2010.C1	内部監査部門長は、コンサルティング・サービスによるリスクの管理、価値の付加、組織体の	内部監査部門の業務計画は、少なくとも年に一度行われるリスク評価に基づかなければならぬ。最高経営者および取締役会からのお意見は、このプロセスにおいて考慮されなければならない。	II-1-14(4)内部監査計画等の策定 ③取締役会等は、経営上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針の変更等を指示しているか。

		運営改善の可能性を勘案して、要望されたコンサルティング・サービスを実施するかどうかを検討すべきである。実施するにあたっては、これを業務計画に含めなければならない。	II-1-14(1)内部監査部門の設置 ③取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。
2020 報告および承認	内部監査部門長は、重大な中途の変更を含め、内部監査部門の計画および必要な監査資源を最高経営者および取締役会に報告し、そのレビューと承認を受けるべきである。また、内部監査部門長は、監査資源の制約による影響についても報告しなければならない。	II-1-14(5)内部監査業務の運営 ②内部監査部門は、内部監査計画の基本事項を決定又は承認していないか。	
2030 監査資源の管理	内部監査部門長は、承認された計画の達成のために、監査資源が適切、十分で、また効果的であることを確かにしなければならない。	II-1-14(1)内部監査部門の設置 ③取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。	
2040 方針と手続	内部監査部門長は、内部監査部門の手引きとなる方針と手続を策定しなければならない。	II-1-14(7)内部監査機能の充実 ②内部監査部門長は、内部監査業務の従事者の専門性を高めるため、定期的に内外の研修に参加させるなどの方策を講じているか。	
2050 調査	内部監査部門長は、適切な内部監査の業務範囲を確保し、作業の重複を最小限にするために、関連するアキュアランスおよび	II-1-14(3)内部監査規程等の整備 ①内部監査部門の設置目的 ②内部監査規程等には、以下の項目等を規定しているか。 II-1-14(6)外部監査の活用 ⑥取締役会等は、内外の監査人が相互に協力することで、より実効性ある監査態勢を確立するよう必要な方策を講じているか。	
			II-1-14(6)外部監査の活用 ⑦取締役会等は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の決定又は承認を受けているか。

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱
	コンサルティングを行なう内部監査部門以外の組織体内部および外部の者と情報を共有し、業務の調整をしなければならない。		<p>⑥取締役会等は、内外の監査人が相互に協力することで、より実効性ある監査態勢を確立するよう必要な方策を講じているか。</p> <p>⑦取締役会等は、外部監査人により指摘された問題点を一定期間内に改善する態勢を整備しているか。被監査部門等は、指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上で、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認しているか。</p>
2050	内部監査部門長は、計画に開示する内部監査部門の目的、権限、責任および業績について、定期的に取締役会および最高経営者へ報告しなければならない。報告には、重大な潜在的リスクおよびコントロール上の問題点、コーポレート・ガバナンス上の問題点、その他取締役会または最高経営者によつて必要とする他の事項を含めなければならない。	2050-2-1 2050-2-2 2050-2-3 2050-2-12	<p>I-1-1-4(6)外部監査の活用 ⑥取締役会等は、内外の監査人が相互に協力することで、より実効性ある監査態勢を確立する必要な方策を講じているか。</p> <p>I-1-1-4(6)外部監査の活用 ⑥取締役会等は、内外の監査人が相互に協力することで、より実効性ある監査態勢を確立する必要な方策を講じているか。</p> <p>⑦取締役会等は、外部監査人により指摘された問題点を一定期間内に改善する態勢を整備しているか。被監査部門等は、指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上で、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認しているか。</p>
2060	内部監査部門長は、計画に開示する内部監査部門の目的、権限、責任および業績について、定期的に取締役会および最高経営者へ報告しなければならない。報告には、重大な潜在的リスクおよびコントロール上の問題点、コーポレート・ガバナンス上の問題点、その他取締役会または最高経営者によつて必要とする他の事項を含めなければならない。	2060-1-1 2060-1-2	<p>II-1-1-4(5)内部監査業務の運営 ⑨内部監査部門長は、内部監査報告書に記載した重要な問題点等について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。</p>
2100	内部監査部門はリスク・マネジメント、コントロールおよびガバナンス・プロセスを体系的手法と規律遵守の態度とをもつて評価し、その改善に貢献しなければならない。	2100-1-7 2100-1-8	<p>II-1-1-4(5)内部監査業務の運営 ①内部監査部門は、内部監査計画に基づき、効率的かつ効果的な監査の実施に努めているか。 ②内部監査は、法令等遵守状況や業務の適切性、財務の健全性の検証に加え、役職員への法令等及び留意事項等の周知徹底の状況についても ③連結対象子会社及び持分法適用関連会社（以下「連結対象子会社等」）という。）の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社等を監査対象としているか。また、外部に委託した業務については法令等に抵触しない範囲で監査を実施しているか。 ④内部監査を親会社が実施する場合には法律等による制約等を監査を実施しているか。 ⑤取締役会等は、一定規模以上のリスクがあると判断した海外拠点には、拠点長から独立した内部監査担当者を設置し、監査の状況について定期的に報告を受ける体制を整備しているか。</p>
	内部監査部門長はリスク・マネジメント、コントロールおよびガバナンス・プロセスを体系的手法と規律遵守の態度とをもつて評価し、その改善に貢献しなければならない。	2060-2-1 2060-2-6	<p>II-1-1-4(5)内部監査業務の運営 ①内部監査部門は、法令等遵守状況を検証し、適切に機能しているかを確認するため、内部監査部門等による旅正な審査を維持するため、内部監査部門等による引受審査の適切性を検証する。 ⑤取締役会は、引受審査部門による旅正な審査を維持するため、内部監査部門等による引受審査の適切性を検証する。 II-1-2-1(3)分別管理体制による旅正な審査の整備 ⑥その他分別管理部門による旅正な審査を維持するため、内部監査部門等による旅正な審査を維持する。 II-1-2-1(8)分別管理体制 ⑦その他分別管理部門による旅正な審査を維持するとともに、法令等で求められている外部監査による評価を受けているか。</p>
	内部監査部門長はリスク・マネジメント、コントロールおよびガバナンス・プロセスを体系的手法と規律遵守の態度とをもつて評価し、その改善に貢献しなければならない。	2100-2-1 2100-2-5	<p>II-1-2-3(1)自己資本規制強化リスクに関する取締役会等による評議及び投票 ⑧自己資本規制比率の管理状況について、定期的に内部監査等による評議を受けるとともに、必要に応じて、管理態勢の見直しを図っているか。</p> <p>II-1-2-3(12)時価算定 ⑨時価算定の客觀性を確保するため、以下の点に留意しているか。 ロ. 店頭デリバティブ取引の価格算定については、c. 内部監査によるチェック</p>
	内部監査部門長はリスク・マネジメント、コントロールおよびガバナンス・プロセスを体系的手法と規律遵守の態度とをもつて評価し、その改善に貢献しなければならない。	2100-2-1 2100-2-5	<p>II-1-2-5(8)システム監査 II-1-3-4(8)システム監査 II-1-5-4(8)システム監査 ①システム監査の実施 ハ. 会社が認識しているシステムリスクに基づき、監査の重点項目や監査計画を定め、これに沿った適切な監査を実施しているか。 二. システム監査に係る基準を設け、会社が認識しているシステムリスクの種類と所在に応じた監査手法を確立し、実効性ある監査を行っているか。</p>
	内部監査部門長はリスク・マネジメント、コントロールおよびガバナンス・プロセスを体系的手法と規律遵守の態度とをもつて評価し、その改善に貢献しなければならない。	2100-3-1	<p>II-1-1-4(4)内部監査計画等の策定 ①内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握し、リスクの種類・程度に応じた効率的かつ実効性ある内部監査計画に基づき、監査の実施に努めているか。 II-1-1-4(5)内部監査業務の運営 ①内部監査部門は、内部監査計画の取扱い、 ①被監査部門等は、内部監査報告書で指摘された問題点についてその重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映しているか。</p>

		II-1-2-1(2)売買管理・審査態勢の整備 ①取締役会は、売買管理・審査の適切性を維持するとの観点から、内部監査部門等により定期的又は随時に、売買管理・審査の状況を検証し、適切に機能しているかを確認する。 ②内部監査は、法令等遵守状況による旅正な審査を維持するため、内部監査部門等による引受審査の適切性を検証する。
		II-1-2-1(3)引受審査態勢の整備 ⑤取締役会は、引受審査部門による旅正な審査を維持するため、内部監査部門等による引受審査の適切性を検証する。
		II-1-2-1(8)分別管理体制 ⑦その他分別管理部門による旅正な審査を維持するとともに、法令等で求められている外部監査による評価を受けているか。
		II-1-2-3(1)自己資本規制強化リスクに関する取締役会等による評議及び投票 ⑧自己資本規制比率の管理状況について、定期的に内部監査等による評議を受けるとともに、必要に応じて、管理態勢の見直しを図っているか。
		II-1-2-3(12)時価算定 ⑨時価算定の客觀性を確保するため、以下の点に留意しているか。 ロ. 店頭デリバティブ取引の価格算定については、c. 内部監査によるチェック
		II-1-2-5(8)システム監査 II-1-3-4(8)システム監査 II-1-5-4(8)システム監査 ①システム監査の実施 ハ. 会社が認識しているシステムリスクに基づき、監査の重点項目や監査計画を定め、これに沿った適切な監査を実施しているか。 二. システム監査に係る基準を設け、会社が認識しているシステムリスクの種類と所在に応じた監査手法を確立し、実効性ある監査を行っているか。
		II-1-1-4(4)内部監査計画等の策定 ①内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握し、リスクの種類・程度に応じた効率的かつ実効性ある内部監査計画に基づき、監査の実施に努めているか。 II-1-1-4(5)内部監査業務の運営 ①内部監査部門は、内部監査計画の取扱い、 ①被監査部門等は、内部監査報告書で指摘された問題点についてその重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映しているか。
		II-1-2-5(8)システム監査 II-1-3-4(8)システム監査 II-1-5-4(8)システム監査 ②取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての対応方針を定め、是正のために必要な意思決定を行い、対応部署に必要な指示を行つているか。

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱
			2100-3-3
			II-1-1-1 (3) 経営体制 ②取締役は、法令等遵守・内部管理、リスク管理及び内部監査等の重要性を認識し、会社の業務内容等に応じた適切な組織体制を構築しているか。 II-1-4 (3) 内部監査規程等の整備 ①内部監査規程等には、以下の項目等を規定しているか。 イ・内部監査の目的 ロ・組織上の独立性 ハ・業務、権限及び責任の範囲 ニ・情報等の入手体制 ホ・内部監査規程等には、以下の項目等を規定しているか。 イ・内部監査の目的 ロ・組織上の独立性 ハ・業務、権限及び責任の範囲 ニ・情報等の入手体制
	2100-4-4		II-1-1(3) 経営体制 ②取締役は、法令等遵守・内部管理、リスク管理及び内部監査等の重要性を認識し、会社の業務内容等に応じた適切な組織体制を構築しているか。 II-1-4 (3) 内部監査規程等の整備 ①内部監査規程等には、以下の項目等を規定しているか。 イ・内部監査の目的 ロ・組織上の独立性 ハ・業務、権限及び責任の範囲 ニ・情報等の入手体制 ホ・内部監査結果等の報告体制 ベ、監査結果等の報告体制 ヘ、監査結果等の報告体制 II-1-4 (8) 監査結果の取扱い、 ②代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められたる問題点や被監査部門等のみで対応できないと認められる問題等について、改善のための効果的な施策を講じているか。
	2100-5-1 2100-5-6		II-1-2(2) 実践計画、行動規範 ①実践計画 一、コンプライアンス・プログラムは、定期的に内部監査等による評価を受け、適時、合理的に見直しを行っているか。 ②行動規範 一、コンプライアンス・マニュアルについて、定期的に内部監査等による評価を受け、適時、適切にその内容の見直しを行っているか。 II-1-5-1(7) 適用の再委託管理 ⑥再委託先等の法令等の遵守状況に関し、定期的に内部監査等の実効性のある確認を行っているか。
	2100-6-10		II-1-2-7 監査等態勢 ⑥監査対象は、電子取引業務全体を監査対象としているか。内部監査の対象とできない外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等における監理状況等を監査対象としているか。 II-1-3-5 監査等態勢 ④監査対象は、電子取引業務全体を監査対象としているか。内部監査の対象とできない外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等における監理状況等を監査対象としているか。

2100-8-8	II-2-14 本人確認等 ②顧客管理態勢について定期的に内部監査を実施しているか。
2100-9-2 2100-9-3 2100-10-1 2100-11-1	II-1-2-5(8) システム監査 II-1-3-4(8) システム監査 II-1-5-4(8) システム監査 ①システム監査の実施 ハ、会社が認識しているシステムリスクに基づき、監査の重点項目や監査計画を定め、これに沿った適切な監査を実施しているか。 二、システム監査に係る基準を設け、会社が認識しているシステムリスクの種類と所在に応じた監査手法を確立し、実効性ある監査を行っているか。 ホ、監査の対象は、会社が認識しているシステムリスクに係る業務全般をカバーしているか。また、会社の認識漏れ等についても検証しているか。更に、監査結果が速やかに報告される体制を整備しているか。
2100-12-1 2100-13-3 2100-13-5 2100-13-6	II-1-1-4(5) 内部監査業務の運営 ③連結対象子会社及び持分法適用関連会社（以下「連結対象子会社等」）と zwar の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社等の業務並びに外部に委託した業務について、当該業務の所管部門等による監理状況等を監査対象としているか。 内部監査を親会社が実施する場合には法令等に抵触しない範囲で監査を実施しているか。 II-1-2-5(8) システム監査 II-1-3-4(8) システム監査 II-1-5-4(8) システム監査 ①システム監査の実施 ハ、会社が認識しているシステムリスクに基づき、監査の重点項目や監査計画を定め、これに沿った適切な監査を実施しているか。 二、システム監査に係る基準を設け、会社が認識しているシステムリスクの種類と所在に応じた監査手法を確立し、実効性ある監査を行っているか。 ホ、監査の対象は、会社が認識しているシステムリスクに係る業務全般をカバーしているか。また、会社の認識漏れ等についても検証しているか。更に、監査結果が速やかに報告される体制を整備しているか。
2100-14-2	II-1-2-5(8) システム監査 II-1-3-4(8) システム監査 II-1-5-4(8) システム監査 ①システム監査の実施 ハ、会社が認識しているシステムリスクに基づき、監査の重点項目や監査計画を定め、これに沿った適切な監査を実施しているか。 二、システム監査に係る基準を設け、会社が認識しているシステムリスクの種類と所在に応じた監査手法を確立し、実効性ある監査を行っているか。 ホ、監査の対象は、会社が認識しているシステムリスクに係る業務全般をカバーしているか。また、会社の認識漏れ等についても検証しているか。更に、監査結果が速やかに報告される体制を整備しているか。

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱
2110 リスク・マネジメント	内部監査部門は、重大な潜在的リスクの識別と評価により、またリスク・マネジメントの改普に貢献することで、組織体を支援しなければならない。	2110-1-3 2110-1-5 2110-2-1 2110-2-2 2110-2-4 2110-2-7 2110-2-10 2110-2-11	<p>II-1-14(4) 内部監査計画等の策定</p> <p>①内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握し、リスクの種類・程度に応じた効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。</p> <p>II-1-15危機管理体制態勢</p> <p>①取締役会は、危機に該当する事象（例えば、自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）、社会インフラの機能停止（大規模停電、通信障害等）、テロ、反社会的暴力の介入、役職員の説教等）の明確化を図り、危機発生時の対策責任者を設置しているか。</p> <p>②取締役会等は、危機発生を想定し、取引データ等のバックアップ体制を構築するなど、適切な対応策を講じているか。なお、このような体制整備が困難な場合、業務を維持又は再開するための具体的な対応策を検討しているか。</p> <p>③対策責任者は、危機発生時に速やかに対策本部を設置し、役職員に対する必要な指示及び命令等を行う権限を有しているか。</p> <p>④対策責任者は、危機管理体制マニュアルを策定し、取締役会等の承認を得て役職員へ周知しているか。</p> <p>⑤危機管理体制マニュアルに、危機発生時における以下の事項が盛り込まれているか。</p> <p>イ. 対策本部に関する事項</p> <p>ロ. 責任体制に関する事項</p> <p>ハ. 情報収集に関する事項</p> <p>ニ. 危機のレベル・類型に応じた組織内及び関係者への報告・連絡体制</p> <p>ホ. 危機のレベル・類型に応じた業務連絡範囲及び手法</p> <p>ヘ. 公表に対する事項（業務連絡の状況、顧客への対応等）</p> <p>⑥対策責任者は、危機が発生した場合の損害を可能な限り回避・予防するため、平時より、役職員に対して定期点検等の重要性を認識させよう努めているか。</p> <p>⑦危機管理体制マニュアルについて、定期的な訓練等により実効性の評価を行うとともに、環境の変化等に応じて、随時、見直しを図っているか。</p>
2120 コントロール	内部監査部門はコントロール手段の有効性と能率性を評価し、組織体が効果的なコントロール手段を維持するように支援しなければならない。	—	N/A
2120A1	内部監査部門は、リスク評価の結果に基づき、組織体のガバナンス、運営および情報システムの全般にわたるコントロール手段の妥当性と有効性を評価しなければならない。これには次のことを含むべきである。 ・財務および業務に関する情報	2120A1-1-4 2120A1-1-8	<p>II-1-11(6) 業務運営への取組み</p> <p>⑨取締役は、監査等（内部監査、外部監査及び自主規制機関等による監査又は考査等）により把握した問題点について、率先してその改善に取り組んでいるか。</p> <p>II-1-14(4) 内部監査計画等の策定</p> <p>①内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握し、リスクの種類・程度に応じた効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。</p> <p>II-1-14(5) 内部監査業務の運営</p> <p>②内部監査は、法令等遵守状況等を立証しているか。</p>

の信頼性とインテグリティ	・監査業務の有効性と能率性 ・資産の保護 ・法律、規則および契約の遵守	事項等の周知徹底の状況についても検証しているか。
		③連結対象子会社及び監査等（内部監査の重点事項に含めているか。
		④内部監査の対象とできない外部門等による監査対象としているか。
		II-1-14(8) 監査結果の取扱い
		①被監査部⾨等は、内部監査報告書で指摘された問題点についてその重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部⾨等は、その改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点や被監査部⾨等のみで対応できないと認められる問題等について、改善のための効果的な施策を講じているか。
		II-1-2-7監査等態勢
		⑤時間算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。
		⑥監査対象は、電子取引業務全體を監査対象としているか。内部監査の対象とできない外部門等による監査対象としているか。
		II-1-3-5監査等態勢
		⑦監査対象は、電子取引業務全體を監査対象としているか。内部監査の対象とできない外部門等による監査対象としているか。
		II-1-5-5管理制度体制の整備
		⑧監査対象は、電子取引業務全體を監査対象としているか。内部監査の対象とできない外部門等による監査対象としているか。
		II-1-5-7監査等態勢
		⑨監査部⾨は、算定された時間が社内規程に従って算出されているかを確認する体制を整備するとともに、内部監査等による定期的な検証、評面を受けているか。
		II-1-6監査部⾨は、法令等、投資信託約款、投資法人規約及び運用計画等に基づき、適正な運用が行われていること等を検証し、検証結果を取締役会等へ適切に報告しているか。
		II-1-7監査部⾨は、客觀性の高い時間算定が行われているかについて、監査の重点項目として取り上げているか。
		II-1-8監査部⾨は、内部監査報告書に記載した重要な問題点等について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
		II-1-9監査業務の運営
		⑩内部監査部⾨は、監査の実施に際して、被監査部⾨等が実施した検査等の結果を活用しているか。
2120A1-2-2	II-1-14(5) 内部監査業務の運営	⑪内部監査部⾨は、監査の実施に際して、被監査部⾨等が実施した検査等の結果を活用しているか。
2120A1-2-3		⑫内部監査部⾨は、監査の実施に際して、被監査部⾨等が実施した検査等の結果を活用しているか。
2120A1-2-11		⑬内部監査部⾨は、監査の実施に際して、被監査部⾨等が実施した検査等の結果を活用しているか。
2120A1-2-13		⑭内部監査部⾨は、監査の実施に際して、被監査部⾨等が実施した検査等の結果を活用しているか。
		II-1-3-5監査等態勢
		⑮内部監査部⾨は、監査の実施に際して、被監査部⾨等が実施した検査等の結果を活用しているか。
		II-1-5-7監査等態勢

基準	実施基準	基準・実施準則	実施要領	金融商品取引業者等検査マニュアル(平成21年5月版)
				①内部監査部門は、営業部門等が作成した自主点検等の実施要領等を確認しているか。
			2120.A1-3-4 2120.A1-4-6 2120.A1-4-10	N/A
2120.A2	内部監査人は、業務および実施プログラムの目標やゴールが設定され、それらが組織全体の目標やゴールと適合している程度を確かめなければならない。	-	N/A	
2120.A3	内部監査人は、業務および実施プログラムが意図したよどみなく実行され、業績が得られているかどうかを確かめるため、設定された目標やゴールが達成されている程度について、業務および実施プログラムをレビューなければならない。	-	N/A	
2120.A4	コントロール手段を評価するためには適切な評価規準が必要となる。目標やゴールが達成されきていているかどうかを確かめるため、経営管理者が妥当な評価規準を設定している程度を、内部監査人は確認しなければならない。妥当とされるときには、内部監査人は当該評価規準を適用すべきである。妥当でないときには、経営管理者と適切な評価規準を設定するための作業をすべきである。	2130-1-7	N/A	II-1-1-4(5) 内部監査業務の運営 ②内部監査は、法令等遵守状況や業務の適切性、財務の健全性の検証に加え、役職員への法令等及び留意事項等の周知徹底の状況についても検証しているか。
2130 ガバナンス	内部監査部門は、以下の目標を達成するがバランス・プロセスを改善するための評価を行ない、適切な勧告をしなければならない。すなわち・組織体において適切な倫理観と価値観とを高める。・組織的な業務の実施に対して効果的なマネジメントとアカウントロール手段を評価するたために、監査人たる立場を改善するための評価を行ない、適切な勧告をしなければならない。すなわち・組織体において適切な倫理観と価値観とを高める。・組織的なマネジメントとアカウントロール手段を評価するための作業をすべきである。	2130-1-7	N/A	II-1-1-4(5) 内部監査業務の運営 ②内部監査は、法令等遵守状況や業務の適切性、財務の健全性の検証に加え、役職員への法令等及び留意事項等の周知徹底の状況についても検証しているか。

2130 ガバナンス	ソタビリティとを確保する。 ・リスクとコントロールに関する情報を、組織体の適切な部署に効果的に伝達する。 ・取締役会、外部監査人、内部監査人および経営管理者の指活動を効果的に調整し、それらのあいだでの情報を使いこなす。 内部監査部門は、組織体の倫理関連の目的、プログラム、諸活動の設計、実施とその効果を評価しなければならない。	-	2200-1-1	II-1-1-4(3) 内部監査規程等の整備 ①内部監査規程等には、経営環境の変化に応じて見直しているか。 イ. 内部監査の目的 ロ. 組織上の独立性 ハ. 業務、権限及び責任の範囲 ニ. 情報等の入手体制 ホ. 内部監査の実施体制 ベ. 監査結果等の報告体制 ③内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直しているか。 ④内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の決定又は承認を受けているか。 タ. 實施要領等は、必要に応じて適宜見直しているか。
2200 業務計画	内部監査人は、個々の内部監査業務について、範囲、目標、実施時期と資源の配分を内容とした計画を立案し、記録しなければならない。	-	2200-1-1	II-1-1-4(4) 内部監査計画等の策定 ①内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握し、リスクの理解・程度に応じた効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。 ②取締役会等は、被監査部門等におけるリスクの種類・程度を理解しないまま、監査方針、重点項目等、内部監査計画の基本事項を決定又は承認していないか。 ③取締役会等は、経営上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針の変更等を指示しているか。
2201 業務計画	計画の立案にあたり、内部監査人は、以下の諸点を考慮しなければならない。 ・レビュー対象部門の目標および当該部門がその実施内容を管理する手段 ・対象部門、とりわけ、その目標、経営資源および通常にかかる重大なリスク、およびリスクの潜在的な影響が受容可能な水準に維持されるための手段 ・関連するコントロールのフレームワークまたはモデルと比較した、対象部門のリスク・マネジメントおよびコントロールと有効性	2200-1-2 2200-1-3 2200-1-4	II-1-1-4(5) 内部監査業務の運営 ②取締役会等は、被監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社等の業務並びに等に抵触しない範囲で監査対象としているか。 ③連結対象子会社及び特分法適用関連会社（以下「連結対象子会社等」という。）の業務について、法令等に委託した業務について、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。また、内部監査を親会社が実施する場合には法令等に抵触しない範囲で監査を実施しているか。	

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱
2210 業務目標	2210.A1	・対象部門のリスク・マネジメントおよびコントロール・システムについて意味ある改善への好都合な機会 組織体外の者によるアキュアランス業務を計画する場合、内部監査人は、業務の目標、業務の範囲、当事者の責任、業務結果の配布と業務記録に対するアクセス制限を含むその他の期待事項について、書面で当該組織体外の者との同意を得なければならない。	2210-1-1 それぞれの業務（内部監査部門における一覧書注）に対して目標が設定されなければならぬ。 2210.A1 アキュアランス業務の計画を立案するにあたっては、内部監査人はレビュー対象の部門に問題をするリスクを事前に評価しなければならない。アキュアランス業務の目標はこの評価結果を反映するものでなければならない。
2220 業務範囲	2220.A1 2220.A2	設定される範囲は、業務目標を満足するのに十分でなければならない。 アキュアランス業務の範囲には、第三者の管理下にあるものを含め、関係するシステム、記録、個人および物的財産も考慮に入れなければならない。 アキュアランス業務のあるコンサルティング・サービスの必要が生じた場合には、コンサルティング・サービスの目的、その範囲、それぞれの関係者の責任とその他の	— N/A

期待事項が、書面で同意されなければならない。また、コンサルティング・サービスの結果は、コンサルティング・サービスの基準に従つて伝達されねばならない。	2220.C1	コンサルティング・サービスの実施にあたって、内部監査人はは合意された目標を満足するのに十分であるよう業務範囲を確定すべきである。もし内部監査人が実務実施範囲を不十分と懸念する場合には、業務を統行すべきかどうかを決めるため、この懸念について依頼部門と討議すべきである。	2230-1-1 内部監査人は、業務目標達成のため、適切な資源を決定しなければならない。要員配置は、それぞれの業務の内容および複雑さ、時間的制約、および利用可能な資源の割合に基づかなければならぬ。	II-1-1-4(1) 内部監査部門の設置 ①取締役会は、内部監査が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性・有効性を検証するものであることを認識し、この機能を十分発揮できる体制を構築しているか。 ②取締役会は、當業部門等からの干渉を受けない独立性の高い内部監査部門を設置し、専任の取締役を選任するなど、実効性ある内部監査態勢を構築しているか。なお、会社法上の大会社に該当しない場合でも、内部監査業務に從事する者の独立性を確保するなど、実効性ある監査態勢の構築に努めているか。 ③取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 II-1-4(5) 内部監査業務の運営 ①内部監査部門は、内部監査計画に基づき、効率的かつ効果的な監査の実施に努めているか。 ②内部監査機能の充実 ③内部監査部門長は、内部監査業務の従事者の専門性を高めるため、定期的に内外の研修に参加させるなどの方策を講じているか。
業務資源の配分	2240 業務実施計画	内部監査人は、業務目標達成するための実施計画を作成しなければならない。この実施計画は、記録されなければならない。	2240-1-1 内部監査人は、業務目標達成するための実施計画を作成しなければならない。この実施計画は、記録されなければならない。	II-1-4(4) 内部監査計画等の策定 ①内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの種類・程度に応じた効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。 ②取締役会等は、被監査部門等におけるリスクの種類・程度を理解しないまま、監査方針、重点項目等、内部監査計画等は、被監査部門等におけるリスクの種類・程度を理解していないか。 ③取締役会等は、内部監査基本事項を決定又は承認していないか。 内部監査計画等は、経営上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針の変更等を指示しているか。
	2240.A1	実施計画では、アキュアランス業務の実施過程での、情報を識別・分析・評価および記録するための手続を明確にしなければならない。実施計画は、業務の開始に先立つて承認されなければならず、いかなる修正もしうま	2240.A1-1 実施計画では、アキュアランス業務の実施過程での、情報を識別・分析・評価および記録するための手續を明確にしなければならない。実施計画は、業務の開始に先立つて承認されなければならず、いかなる修正もしうま	

基準	実施準則	基準 実施準則	実践要綱
2300 業務の実施		やかに承認されなければならない。 内部監査人は、業務目標を達成するため、量的にも十分な情報を見出し・分析・評価および記録しなければならない。	II-1-3(6)顧客情報の保護 ③顧客情報の保護体制について、内部監査等による評価を受けるとともに、必要に応じて改善を図っているか。 II-2-4本人確認等 ②顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。
2310 情報の識別		内部監査人は、業務目標を達成するため、量的に十分であり、信頼性、関連性があり、かつ有用な情報であることを識別しなければならない。	II-1-4(5)内部監査業務の運営 ⑤内部監査業務の從事者は、内部監査で検証した事項及び把握した問題点等を正確に記録しているか。 ⑥内部監査業務の從事者は、内部監査で把握した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を作成しているか。
2320 分析および評価		内部監査人は、適切な分析と評価とに基づいて、結論および業務の結果を得るようにしなければならない。	II-1-4(5)内部監査業務の運営 ⑤内部監査業務の從事者は、内部監査で把握した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を作成しているか。
2330 情報の記録		内部監査人は、結果および業務の結果を得るようになっておらずかの確認を得ておかなければならぬ。 内部監査部門長は、アシュアランス業務記録の保管に関する要件を設定しなければならない。これらは組織体のガイドライン、関連規則、その	2310-1-6 2330-1-6 2330.A1 2330.A2
			2310-1-2 2330-1-1 2330-1-2 2330-1-3 2330-1-4 2330-1-5 2330-1-6 2330-1-7 2330.A1-1 2330.A1-2 2330.A1-3 2330.A1-4 2330.A1-5 2330.A1-6 2330.A1-7 N/A

2340 業務の監督		他の要件と整合したものでなければならない。 業務目標の達成、品質の保証および要員の能力向上を確保するため、業務が適切に監督されなければならない。	2340-1-1 2340-1-3 II-1-4(5)内部監査業務の運営 ①内部監査部門は、内部監査計画に基づき、効率的かつ効果的な監査の実施に努めているか。 ②内部監査は、法令等遵守状況や業務の適切性、財務の健全性の検証に加え、役職員への法令等及び留意事項等の周知徹底の状況についても検証しているか。 ⑤内部監査業務の從事者は、内部監査で検証した事項及び把握した問題点等を正確に記録しているか。 ⑥内部監査業務の從事者は、内部監査で把握した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を作成しているか。 ⑦内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理（リスク管理を含む）等に関する会議（各種リスク管理委員会等）に出席しているか。 ⑨内部監査部門長は、内部監査報告書に記載した重要な問題点等について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。 ⑩内部監査部門長は、被監査部門等が実施する内部監査等により重要な内部管理上の問題やリスク管理上の不備等を発見した場合、遅やかに内部監査部門が把握できる態勢としているか。 II-1-4(5)内部監査業務の運営 ⑤内部監査業務の從事者は、内部監査で検証した事項及び把握した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を作成しているか。 ⑥内部監査業務の從事者は、内部監査で検証した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を作成しているか。 II-1-4(5)内部監査業務の運営 ②内部監査は、法令等遵守状況や業務の適切性、財務の健全性の検証に加え、役職員への法令等及び留意事項等の周知徹底の状況についても検証しているか。 ⑨内部監査報告書に記載した重要な問題点等について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
2400 結果の伝達		内部監査人は、業務の結果を伝達しなければならない。	2400-1-1 2400-1-2 II-1-4(5)内部監査業務の運営 ②内部監査は、法令等遵守状況や業務の適切性、財務の健全性の検証に加え、役職員への法令等及び留意事項等の周知徹底の状況についても検証しているか。 ⑨内部監査報告書に記載した重要な問題点等について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
2410 伝達の規定		伝達には、適切な結論、勧告、および是正の計画とともに、業務の目標とその範囲を含めなければならない。	2410-1-1 2410-1-5 2410-1-7 2410-1-8 2410-1-9 2410-1-12 2410-1-13 2410-1-15 II-1-4(5)内部監査業務の運営 ①被監査結果の取扱い、その後の内部監査業務の運営 ②内部監査は、法令等遵守状況や業務の適切性、財務の健全性の検証に加え、役職員への法令等及び留意事項等の周知徹底の状況についても検証しているか。 ⑨内部監査部門長は、内部監査報告書に記載した重要な問題点等について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	実践要綱
2410	A1 アシュアランス業務結果の最終的伝達では、適切と認められる場合、内部監査人の全般的な意見または結論を内容としなければならない。	—	N/A	N/A
2420	伝達の品質	伝達は、正確、客観的、明瞭、簡潔、建設的、完全かつ適時なものでなければならない。	—	N/A
2421	誤謬および脱漏	最終報告に重大な誤謬または脱漏がある場合は、内部監査部門は、訂正した情報を、誤謬等のある情報の伝達を受けたすべての関係者に報告しなければならない。	—	N/A
2430	基準が遵守されない場合の業務の開示	基準への違反が特定の内部監査業務に影響する場合、結果の伝達において、以下のことを明記しなければならない。 ・完全に遵守されなかつた基準の項目 ・基準が遵守されなかつたことの理由 ・基準が遵守されなかつたことによる、アシュアランス業務もしくはコンサルティング・サービスへの影響 内部監査部門長は、適切な関係者に対して、業務の結果を伝達しなければならない。	2440-1-1 2440-1-2 2440-1-4 2440-1-5	II-1-1-(8)監査結果の取扱い、 ①被監査部門等は、内部監査報告書で指摘された問題点についてその重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改進計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映しているか。
2440	業務結果の開示	法令の定めにより強制されていること以外で、内部監査部門長は組織体の外部の者にアシュアランス業務の結果を報告する責任がある。	2440-A1 2440-A2	内部監査部門長は、アシュアランス業務の結果について相応の考慮を払うことが出来る関係者に、最終結果を報告する。 内部監査部門長は、アシュアラス業務結果の取扱い、 ①被監査部門等は、内部監査報告書で指摘された問題点についてその重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改進計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映しているか。

2440-A1	場合、事前に以下のことを行わねばならない。すなわち、組織体への潜在的なリスクを評価する。 ・必要に応じて最高経営者および法律顧問もしくはいずれかに相談する。	2440-3-11	II-1-1-(5)内部監査業務の運営 ②内部監査部門長は、内部監査報告書に記載した重要な問題点等について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。	
2440-A2	内部監査部門長は、アシュアラス業務の結果について相応の考慮を払うことが出来る関係者に、最終結果を報告する。 内部監査部門長は、アシュアラス業務結果の取扱い、 ①被監査部門等は、内部監査報告書で指摘された問題点についてその重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改進計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映しているか。	2440-3-2	II-1-1-(5)内部監査業務の運営 ③内部監査部門長は、内部監査報告書に記載した重要な問題点等について、遅滞なく代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められると認めた問題点や被監査部門等のみで対応できないと認められる問題等について、改善のための効果的な施策を講じているか。	
2500	組織的な監視	内部監査部門長は、経営管理者へ報告されたアシュアラス業務およびコンサルティング・サービスの結果についての対応状況を監視するシステムを確立し、維持しなければならない。	2500-A1-1 2500-A1-2 2500-A1-3 2500-A1-4 2500-A1-5 2500-A1-6	II-1-1-(8)監査結果の取扱い、 ①被監査部門等は、内部監査報告書で指摘された問題点を一定期間に改善する態勢を整備しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映しているか。 ②代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められると認めた問題点や被監査部門等のみで対応できないと認められる問題等について、改善のための効果的な施策を講じているか。
2500-A1	組織的な監視	内部監査部門長は、経営管理者は正措置が効果的に実施されていること、あるいは最高経営者が是正措置をとらないことにによるリスクを評価していることを監視し、確認するためのフォローアップ・プロセスを構築しなければならない。	2500-A1-1 2500-A1-2 2500-A1-3 2500-A1-4 2500-A1-5 2500-A1-6	II-1-2-(8)システム監査 II-1-3-(2)システム監査 ②問題点の是正思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。
			II-1-1-(8)監査結果の取扱い、 ①被監査部門等は、内部監査報告書で指摘された問題点についてその重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改進計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映しているか。 ⑦取締役会等は、外部監査人により指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上で、遅滞なく改善し、必要に応じて改進計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認しているか。	

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱
2600 経営者の リスク許 容についての問題 解決	内部監査部門長は、組織体にと つて許容できないのではないか とされる水準の残余リスクを高 い階層のマネジメントが請け合 っていると認められる場合、その 問題を当該経営者と討議しなけ ればならない。残余のリスクに かかる決定が問題を解決する ことにならないときは、内部監 査部門長および当該経営者は、 問題の解決に向けて取締役会に その事項を報告しなければなら ない。	2600-1-1 II-1-1(6)業務運営への取組み ③取締役は、監査等（内部監査、外部監査及び自主規制機関等による監査又は考査等）により把握した問 題点について、率先してその改善に取り組んでいるか。 II-1-2-5(8)システム監査 II-1-3-4(8)システム監査 II-1-5-4(8)システム監査 ②取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての対応方針を定め、是正のために必要な 意思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。	②問題点の是正 取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての対応方針を定め、是正のために必要な意 思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。